

平成24年4月11日

新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チームにおける 「保護者制度／入院制度」に関するヒアリングに向けた意見

特定非営利活動法人 地域精神保健福祉機構

代表理事 大嶋 巖

当会は、精神障害者が主体的に生きていくことができる社会のしくみをつくることを目標に掲げて、2007(平成19)年1月26日に特定非営利活動法人として発足いたしました。

目標達成のために、地域で活動するさまざまな人たちと連携し、精神科医療の改革、ACT（包括型地域生活支援プログラム）・心理教育・就労支援（援助付き雇用）など科学的根拠に基づくプログラムの推進、学校教育に精神保健教育を導入すること、月刊「こころの元気+」の発行をはじめとする出版などの情報提供や啓発活動などを展開しております。

「こころの元気+」は、精神疾患の当事者が表紙を飾り、Q&Aや体験談が多数掲載する当事者中心の時代を体現する雑誌であり、毎月1万部を発行しています。

また、当事者・家族・専門職等約8,000人が賛助会員として加入しており、「リカバリー」という新しい理念の普及をめざしております。

今回ご検討いただいている保護者制度・医療保護入院制度につきまして、下記のとおり提言いたします。

記

1. 保護者制度について

1) 保護者制度撤廃を

保護者制度については、長年にわたって家族会等から撤廃を求める要望が行われてきました。平成11年の見直しでは、「保護義務者」から「保護者」へと名称が変更され、一部の義務規定が緩和されましたが、実態は大きく変わることがありませんでした。今回の見直しにあたっては、保護者に課せられた各義務規定をすべて削除すべきと考えます。

2) 権利擁護について

家族に負担を負わせてきた保護者規定の削除にともない、入院者の人権確保・財産管理・居住の場の確保等について制度的に保障するために、権利擁護に当たる者を置くべきと考えます。さらに、配偶者、二親等以内の親族による異議申し立てを認めるなど、家族の権利も確保すべきと考えます。

3) 治療へアクセスする権利の保障について

治療へアクセスする権利の保障は、入院という形態に限定する必要はなく、ACTに代表されるアウトリーチサービスやエマージェンシーチーム、クライシスハウスといった海外で成功しているシステムの導入など、入院以外の利用者が活用しやすい支援の手段を豊富化させるべきと考えます。家族に負担を負わせるのではなく、公的な制度として整備すべきです。

4) 強制入院を極力減らしていくための仕組みを設ける

例えば医療保護入院に代わる強制入院の期間は3週間を限度とし、任意入院への移行以外は更新を

認めないといった制限や、地域生活支援の体制を整えるためにも強制入院者には「相談支援事業者」「地域定着支援事業者」などを関与させる仕組みを設けるなどして、強制入院を極力減らす仕組みを設ける必要があると考えます。

2. 医療保護入院について

各論点を論ずる以前の問題として、医療保護入院に変わる制度の必要性を認めるとしても、強制入院制度である以上、できる限り、限定的抑制的手段として用いられるべきと考えます。各論点については次のとおりです。

【論点1】保護者に代わる誰かの「同意」を必要とするかどうか

- 1) 入院治療が必要かどうかの判断と、入院治療を受けるかどうかの判断は別であり、指定医の判断のみでは、不十分ではないか。
- 2) 入院治療を受けるかどうかの判断は、患者本人を取りまく生活環境や支援体制によっても左右される社会的な側面がある。権利擁護の観点からの判断が、医療的判断とは別に必要ではないか。その判断は、保護者に代わる誰かに委ねてはどうか。
- 3) ただし、本人が明確に入院治療拒否の意思表示をしている場合は、第三者による同意をもって強制することはできないのではないか。

【論点2】「同意」は必要ないとしても、「関与」を必要とするかどうか

- 1) 「関与」ではなく「同意」とし、強制入院に対し抑制的な制度とすべき。
- 2) 「関与」では、判断の主体が指定医にあり、入院治療を受けるかどうかという患者側の主体性を発揮できないと考える。

【論点3】「同意」又は「関与」する場合、入院時とするか、一定期間内でよいこととするか

- 1) 入院時の「同意」が必要と考える。
- 2) 緊急に入院が必要な場合は、応急入院等の代替手段で対応すべきではないか。

【論点4】誰が「同意」又は「関与」を行うか

- 1) 権利擁護の観点からの判断は、後見人などのように公的に位置づけられた存在が必要と考える。後見人以外には、権利擁護団体、院外の地域支援関係者などの公的位置づけを明確にする方法も可能ではないか。
- 2) 同一病院内の指定医または管理者等による同意では、入院治療の必要性についての客観性を担保できるとしても、入院治療を受けるかどうかという本人の側に立った判断にはならないと考える。

■事務局

特定非営利活動法人 地域精神保健福祉機構

〒272-0031 市川市平田3-5-1

トノックスビル2F

TEL : 047-320-3870/FAX : 047-320-3871

<http://comhbo.net>